

令和4年度 第1回横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 次第

【日時】令和4年9月7日（水）15時00分～17時00分

【場所】港南公会堂1号会議室

1 開会

(1) 事務局あいさつ

(2) 委員・事務局の紹介

(3) 委員長及び職務代理者の選出

2 議題

(1) 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会について

【資料1】横浜市障害者後見的支援制度検証委員会について

(2) 横浜市障害者後見的支援制度の現況について

【資料2】横浜市障害者後見的支援制度の現況について（令和4年6月末時点）

(3) 各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について

【資料3】各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について

3 その他

令和4年度 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会 関係者名簿

検証委員

	氏名	所属	区分
1	麦倉 泰子	関東学院大学 社会学部現代社会学科 教授	学識経験者
2	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	家族等
3	佐伯 滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	家族等
4	徳田 暁	神奈川県弁護士会 弁護士	障害福祉に関し優れた見識を有する者
5	浮貝 明典	横浜市グループホーム連絡会 副会長	障害福祉従事者
6	八木 克賢	横浜生活あんしんセンター 事務長	障害福祉従事者
7	品川 エミリー	横浜市本牧原地域ケアプラザ 所長	障害福祉従事者
8	荒木 雅也	Y P S横浜ピアスタッフ協会	当事者

推進法人

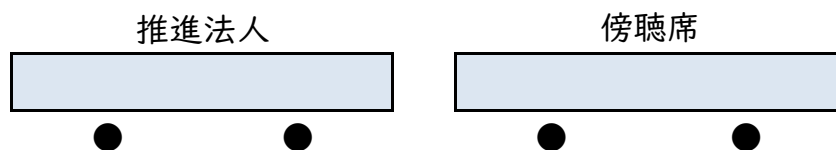
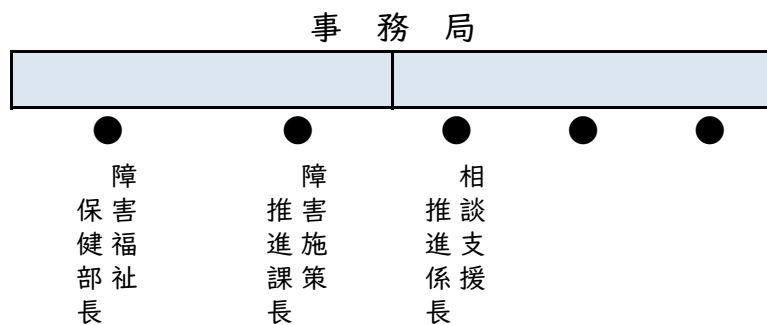
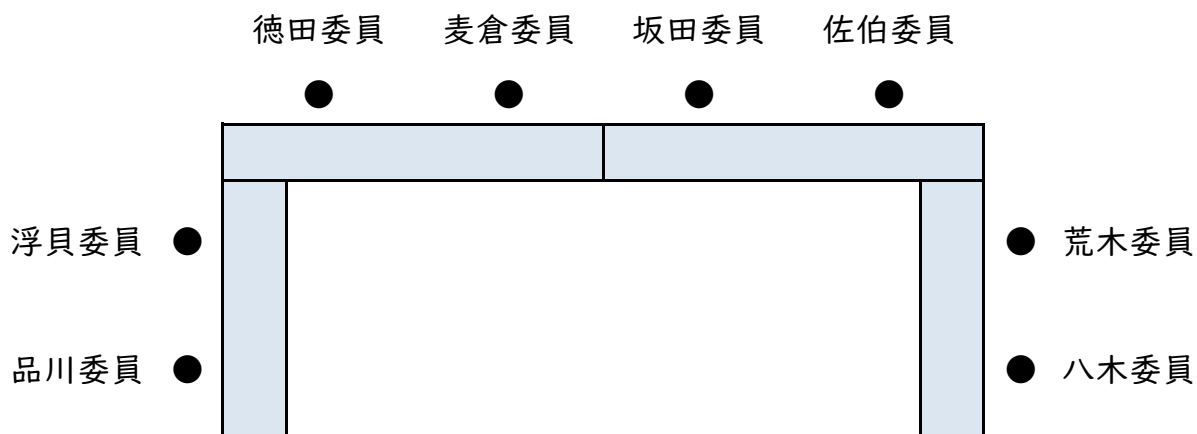
	氏名	所属
1	大貫 義幸	障害者支援センター 事務室長
2	星野 亮	障害者支援センター 後見的支援担当課長
3	市 香織	障害者支援センター (市あんしんマネジャー)
4	鈴木 美千代	障害者支援センター (市あんしんマネジャー)
5	関根 見和子	障害者支援センター (市あんしんマネジャー)

事務局名簿

	氏名	所属
1	佐渡 美佐子	健康福祉局障害施策推進課長
2	渡辺 弥美	健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係長

令和4年度 第1回横浜市障害者後見の支援制度検証委員会 座席表

令和4年9月7日(水) 15:00~17:00
港南公会堂1号会議室



———
出入口

横浜市障害者後見的支援制度検証委員会について

1 概要

横浜市障害者後見的支援制度（以下、「制度」という。）について、その理念に基づき、制度を円滑かつ効果的に機能するために、制度の運用状況や課題等について検証を行うことを目的とする委員会です。横浜市障害者施策推進協議会（附属機関）の下部組織として設置しています。

2 内容 ※ 令和4年度から、一部見直しの上実施。詳細は別紙 I を参照。

(1) 「現場訪問」の実施（年2回）

各委員につき、上半期・下半期の1回ずつの訪問を原則とします。

【実施内容】 ※1回の訪問の中で、①②を連続して実施します。

① 各区支援室の主催する会議への参加（約60分）。

② 「事業計画書 兼 自己点検シート」に基づく、各区支援室及び推進法人の取組状況や課題等の確認（約90分）。

※ ①②に基づき、検証委員は「チェックシート」を記入します。

【実施頻度】

年間6か所（3年間で、全支援室にて実施。また3年に一度、推進法人でも実施）

(2) 「横浜市後見的支援制度検証委員会」の開催（年2回）

(1) に基づく、各支援室や推進法人の取組状況に関する共有、検証。

(1) の中で抽出された、全市的な課題等に関する検討。

3 令和4年度の開催日程

第1回： 令和4年9月7日（水）15時00分～17時00分

第2回： 令和5年2月8日（月）13時30分～15時30分

【年間スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現場訪問				上半期(3か所)					下半期(3か所)			
検証委員会						第1回 (9/7)					第2回 (2/8)	

後見的支援制度に係る検証の仕組みの見直しと、次年度以降の「後見的支援制度検証委員会」について

令和3年10月に策定した「横浜市障害者後見的支援制度 業務運営指針（ガイドライン）」に基づき業務内容を整理の上、令和4年度から本制度に係る検証の仕組みを見直します。

それに伴い、「横浜市障害者後見的支援制度検証委員会」、及び検証委員会実施にあたっての「現場訪問」の実施内容を一部変更します。見直し・変更内容についてご説明します。

◆ 横浜市障害者後見的支援制度の推進に係る「検証の仕組み」について

横浜市障害者後見的支援制度を持続的且つ安定的に運用していくために、制度の運用状況や課題に関する客観的な検証を行い、業務の質の担保を図ることが求められます。

そのため、横浜市・推進法人・運営法人による「1 自己点検の仕組み」、及び横浜市後見的支援制度検証委員会を軸とした「2 外部検証の仕組み」を設定し、両者を連動させることにより、体系的な検証を行っていきます。

1 自己点検の仕組み（取組主体：横浜市、推進法人、運営法人）

● 「事業計画書 兼 自己点検シート」の作成

(1) **目標の設定**（4月まで） ※取組主体：推進法人、運営法人

- ・ 業務全体の、【中期的な目標^{※1}】【今年度の重点目標】を設定。
- ・ 取組項目^{※2}別の、【現状と課題】【今年度の目標】【今年度の具体的取組】のまとめ。

※1 達成時期は、横浜市障害者プランの計画期間（前期・後期の各3か年）と連動する。

※2 「横浜市後見的支援制度 業務運営指針（ガイドライン）」に基づき整理した項目。

(2) **目標の共有**（6月まで） ※取組主体：横浜市、推進法人、運営法人

- ・ 三者（横浜市・推進法人・運営法人）による、各区の目標の共有。
- ・ 「合同代表者会議」「合同担当者会議」等での、18区間での目標の共有。

(3) **半期ごとの自己点検**（9月、3月） ※取組主体：推進法人、運営法人

- ・ 上半期・下半期ごとの、取組項目別の【振り返り】のまとめ。
- ・ 【振り返り】に基づく、取組の進め方や方法等の見直し。
- ・ 下半期の【振り返り】に基づく、次年度の「事業計画書 兼 自己点検シート（別紙2）」の作成。

● 「業務監察」「実地指導」の実施（7月～1月頃） ※取組主体：横浜市

- ・ 横浜市による、執行体制や業務等に関する適正性を確認するための「業務監察（推進法人）」「実地指導（運営法人）」の実施。

2 外部検証の仕組み（取組主体：横浜市後見的支援制度検証委員）

● 「横浜市後見的支援制度検証委員会」の実施

(1) 「現場訪問」の実施（年2回／7～8月及び12～1月）

【実施内容】 ※1回の訪問の中で、①②を連続して実施。

- ① 各区支援室の主催する会議への参加（約60分）。
- ② 「事業計画書 兼 自己点検シート」に基づく、各区支援室及び推進法人の取組状況や課題等の確認（約90分）。

※ ①②に基づき、検証委員は「チェックシート（別紙3）」を記入。

【実施頻度】

年間6か所（3年間^{※3}で、全支援室にて実施。また3年に一度、推進法人でも実施）

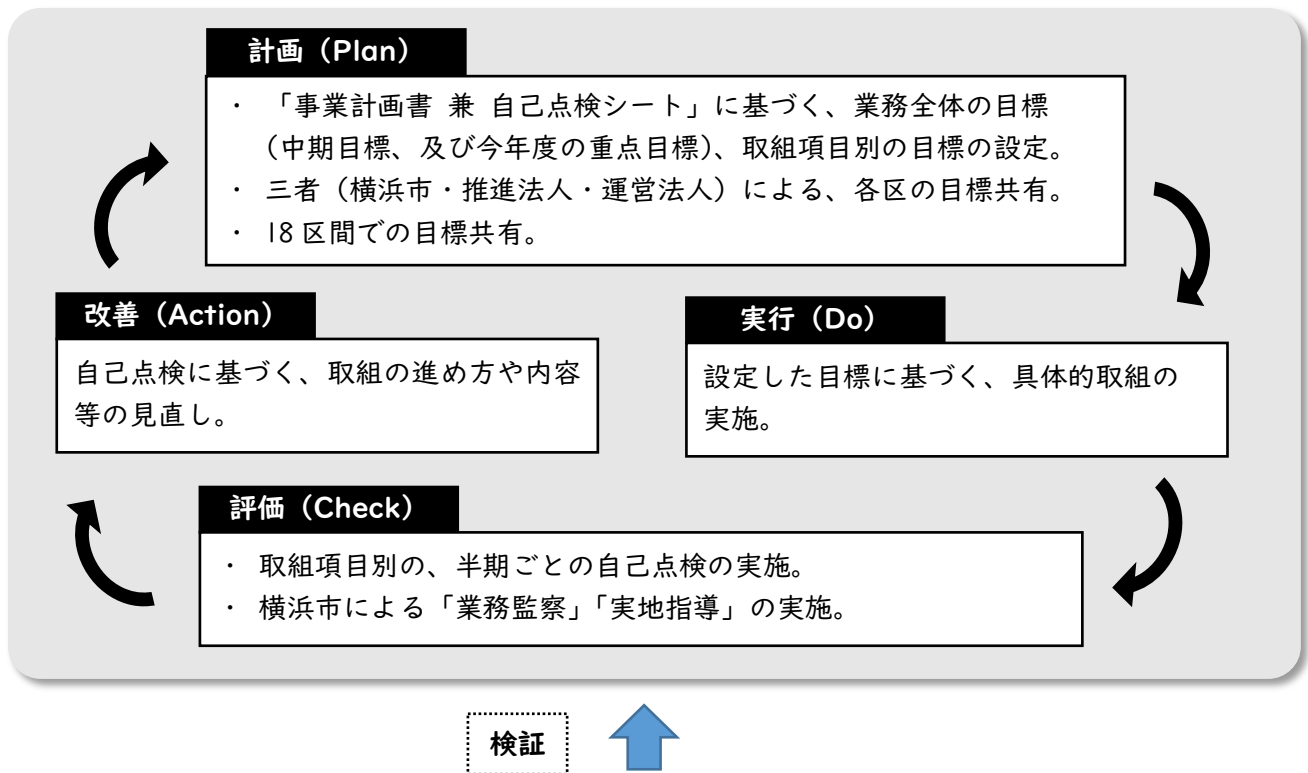
※3 横浜市障害者プランの計画期間（前期・後期の各3か年）と連動する。

(2) 「横浜市後見的支援制度検証委員会」の開催（年2回／8～9月及び1～2月）

- ・ (1)に基づく、各支援室や推進法人の取組状況に関する共有、検証。
- ・ (1)の中で抽出された、全市的な課題等に関する検討の実施。

◆ イメージ： 後見的支援制度の運用に係る検証の仕組みについて

1 自己点検の仕組み



2 外部検証の仕組み

各区後見的支援室のPDCAサイクルに関する、第三者視点での検証の実施。

- (1) 「現場訪問」の実施 (2) 「横浜市後見的支援制度検証委員会」の開催

◆ 第4期横浜市障害者プラン（令和3～8年度）の目標

第4期障害者プラン (令和3～8年度)	障害者後見の 支援制度	障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。
------------------------	----------------	---

1 全体の目標（目指す状況）

達成目標	目指す姿 (令和5年度末)	
	今年度の 重点目標	

2 取組項目ごとの目標及び具体的取組

	取組項目	1 現状と課題	2-1 今年度の目標 (今年度末に目指す姿)	2-2 今年度の具体的取組	3-1 中間振り返り	3-2 年度末振り返り
(1)	身近な地域での、登録者の見守り体制の構築	①制度に関する相談受付 ②制度の登録手続き ③定期的な訪問や面談 ④あんしんキーパーとのマッチング ⑤その他				
(2)	登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援	①登録者や家族の思いへの寄り添い、希望に基づく生活の実現に向けた検討 ②「後見の支援計画」の作成・見直し ③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた際の、適切な支援機関へのつなぎ、本人の意思の代弁 ④その他				
(3)	成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発	①登録者・家族への成年後見制度の周知と、申立て支援を行う機関へのつなぎ ②成年後見制度や権利擁護に関する普及啓発 ③成年後見サポートネットへの参画 ④その他				
(4)	あんしんサポーターの雇用及び人材育成等	①あんしんサポーターの雇用 ②あんしんサポーターへの研修の実施、実務を通じたあんしんサポーターの育成 ③その他				
(5)	制度の周知 ※別紙1に詳細を記載	①当事者や家族への制度周知 ②関係機関への制度周知 ③後見の支援室の「広報誌」の作成（年1回以上）と、登録者・あんしんキーパー・関係機関等への配布 ④その他				
(6)	あんしんキーパーの開拓及び活動定着 ※別紙1に詳細を記載	①あんしんキーパーの開拓・確保 ②あんしんキーパーの登録手続き ③あんしんキーパーの障害理解の促進、活動定着 ④「キーパーの集う会」の開催（年1回以上／困難な場合は、RSに向けた開権準備） ⑤その他				

◆については、委託契約に係る仕様書上、規定回数に基づく実施を定めている内容です。

事業項目別の具体的取組計画

(5) 制度の周知【詳細】

今年度の目標 (今年度末に目指す姿)	0
今年度の 具体的取組	0

広報・周知先		内容
当事者・家族	当事者・家族	
支援関係者	相談支援機関 通所系サービス事業所 グループホーム 学校 病院 地域ケアプラザ 等	
地域	民生委員・児童委員 自治会・町内会 等	

後見的支援室の「広報誌」の発行について	実施時期	
---------------------	------	--

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着【詳細】

今年度の目標 (今年度末に目指す姿)	0
今年度の 具体的取組	0

「キーパーのつどう会」について	実施時期	
-----------------	------	--

■ 障害者後見の支援制度における推進法人業務委託 事業計画書 兼 自己点検シート

◆ 第4期横浜市障害者プラン（令和3～8年度）の目標

第4期障害者プラン (令和3～8年度)	障害者後見の 支援制度	障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。
------------------------	----------------	---

1 全体の目標（目指す状況）

達成目標	目指す姿 (令和5年度末)	
	今年度の 重点目標	

2 取組項目ごとの目標及び具体的取組

	取組項目	1 現状と課題	2-1 今年度の目標 (今年度末に目指す姿)	2-2 今年度の具体的取組	3-1 中間振り返り	3-2 年度末振り返り
(1)	あんしんマネジャーの雇用、人事・労務管理 ①あんしんマネジャーの雇用、人事・労務管理					
(2)	各区あんしんマネジャーの支援水準の質の担保及び向上 ①各区あんしんマネジャーに対する研修 ②各区あんしんマネジャーへの支援 ③市域における、各区あんしんマネジャー業務の全体調整					
(3)	制度全体の推進・調整 ①横浜市障害者後見の支援制度業務運営の手引きの管理 ②横浜市障害者後見の支援制度全体の支援水準を担保し、向上を図るための研修会等の開催 ③各区あんしんマネジャー業務を中心とした、各区における後見の支援体制の推進					
(4)	制度についての全市的な広報・周知 ①広報パンフレットやホームページの作成等による、本市全体への制度周知					
(5)	その他後見の支援の推進に必要な業務 ①要綱第3条に定める対象者及び家族が、将来に対するライフプランを描き、自らの希望や考え等を整理し、緊急事態に備えることができるような講座等の開催 ②その他後見の支援の推進に必要な業務					

【検証委員会用】各区後見的支援室の取組状況に係る「チェックシート」

区後見的支援室

【委員名】

「取組状況チェック」について

◎	十分に取組むことが出来ている	△	あまり取組むことが出来ていない
○	取組むことが出来ている	×	取組むことが出来ていない

1 取組事項に関すること

	項目	具体的な取組	取組状況 チェック	感想、意見等
(1)	身近な地域での、登録者の見守り体制の構築	①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。		
		②定期的な訪問や面談を実施する。		
		③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける（マッチングする）。		
(2)	登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援	①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。		
		②個別の「後見的支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。		
		③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携を図る。		
(3)	成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発	①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。		
		②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるとともに、その普及啓発を行う。		
		③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。		
(4)	あんしんサポーターの雇用及び人材育成等	①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通じたあんしんサポーター等の育成を行う。		
(5)	制度の周知	①当事者や家族に向けた制度周知を行う。		
		②関係機関（障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等）に向けた制度周知を行う。		
		③後見的支援室の「広報誌（またはそれに類するもの）」を作成し（年1回以上）、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。		
(6)	あんしんキーパーの開拓及び活動定着	①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。		
		②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。		
		③あんしんキーパー等の集う会（またはそれに類するもの）を開催する（年1回以上）。		

2 事業推進体制に関すること

	項目	具体的な取組	取組状況 チェック	感想、意見等
(1)	後見的支援室内における情報共有と連携	①スタッフ間の密接な情報共有と連携の下、事業を推進する。		
(2)	関係機関との連携	①関係機関（成年後見人、相談支援機関、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、学校等）との密接な連携の下、事業を推進する。		

◆ その他（全体を通じた感想、意見等があればご記入ください）

--

【検証委員会用】 推進法人の取組状況に係る「チェックシート」

【委員名】

「取組状況チェック」について

◎ 十分に取組むことが出来ている ○ 取組むことが出来ている	△ あまり取組むことが出来ていない × 取組むことが出来ていない
-----------------------------------	-------------------------------------

1 取組事項に関すること

項目	具体的な取組	取組状況 チェック	感想、意見等
(1)	各区あんしんマネジャーの支援水準の質の担保及び向上	①各区あんしんマネジャーに対する研修を実施する。	
		②各区あんしんマネジャーへの支援を行う。	
(2)	制度全体の推進・調整	①横浜市障害者後見的支援制度業務運営の手引きの管理を行う。	
		②横浜市障害者後見的支援制度全体の支援水準を担保し、向上を図るための研修会等を開催する。	
		③各区における後見的支援体制の推進にかかる業務（各区あんしんマネジャー業務）を行う。	
(3)	制度についての全市的な広報・周知	①広報パンフレット、ホームページ作成等、本市全体への周知を行う。	
(4)	その他後見的支援の推進に必要な業務	①障害のある人やその家族が、将来に対するライフプランを描き、自らの希望や考え等を整理し、緊急事態に備えることができるような講座等を開催する。	
		②その他後見的支援の推進に必要な業務を行う。	

◆ その他（全体を通じた感想、意見等があればご記入ください）

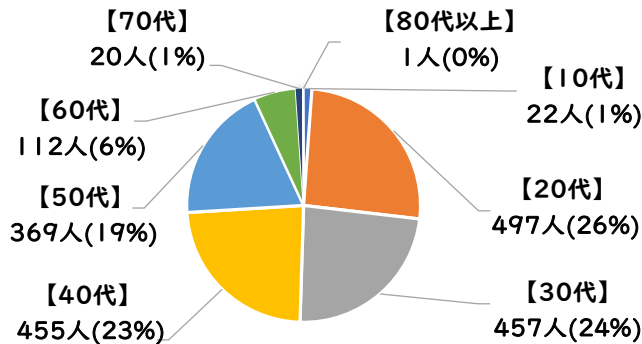
横浜市障害者後見的支援制度の現況（令和4年6月末時点）

利用登録者について

(1) 登録者数

18区合計で **1,933人** です（令和3年12月末から **106人** 増）。

(2) 年代別



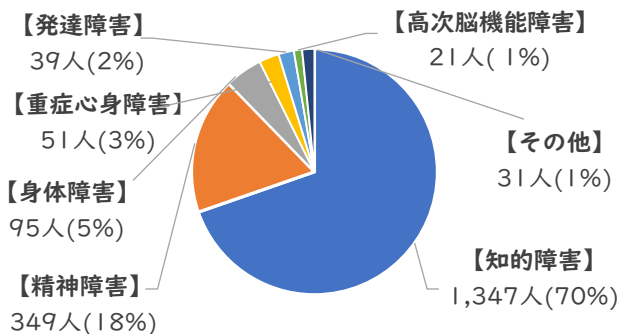
20代から40代の登録者が、全体の**8割**を占めています。

令和3年12月末と比較し、30代・50代・60代・70代の登録者が増加し、また80代の登録者が見られます。

【参考】令和3年12月末

10代：23人、20代：491人、30代：439人、40代：460人、50代：331人、60代：105人、70代：19人

(3) 障害別

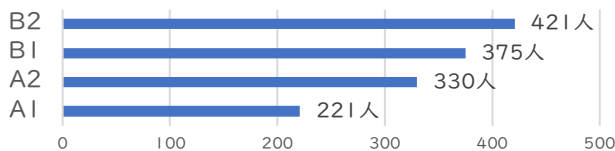


知的障害のある人が**7割**を占め、次いで**精神障害**のある人が**2割弱**を占めます。

【参考】令和3年12月末

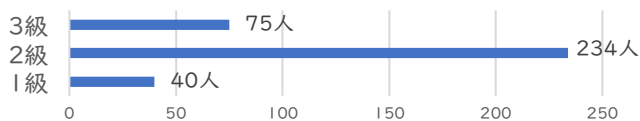
知的障害：1,303人(70%)、精神障害：318人(17%)、身体障害：86人(5%)、重症心身障害：61人(3%)、発達障害：44人(2%)、高次脳機能障害：20人(1%)、その他：36人(2%)

【知的障害】手帳等級別



B2の手帳所持者が最多、**A1**の手帳所持者が最少です。

【精神障害】手帳等級別



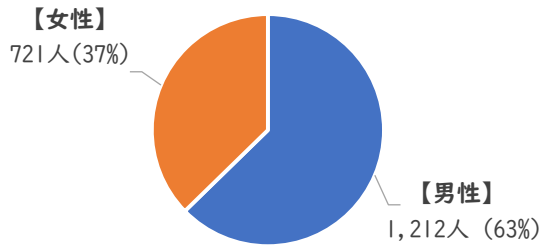
2級の手帳所持者が最多です。

【身体障害】障害種別



肢体不自由の手帳所持者が最多です。

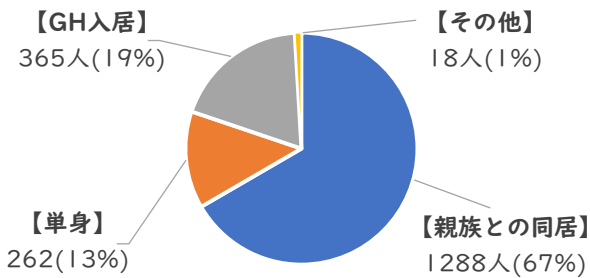
(4) 男女別



男性が6割強、女性が4割弱です。

【参考】令和3年12月末：男性62%、女性38%

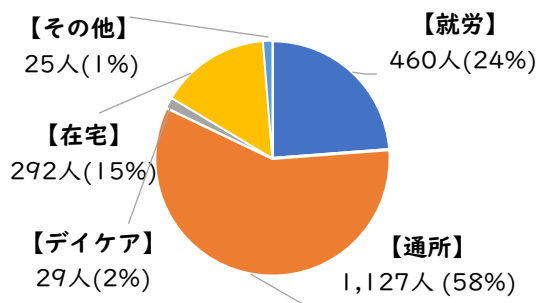
(5) 居住別



令和3年12月末と比較し、親族との同居の割合がやや下がり、单身・GH入居者の割合がやや上がっています。

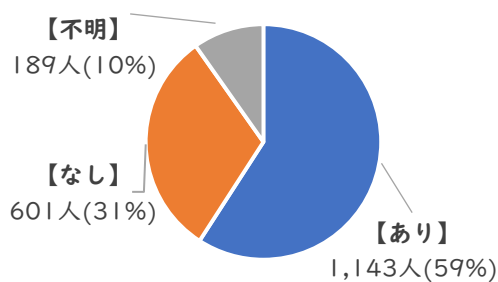
【参考】令和3年12月末
親族との同居：1,293人(69%)、单身：227人(12%)
GH入居：335人(18%)、その他：13人(1%)

(6) 日中活動先



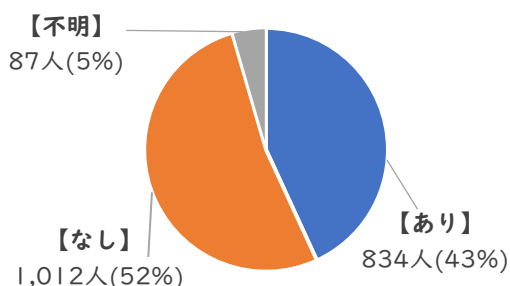
6割弱の人が通所、2.5割の人が就労です。
在宅の人も1.5割います。

(7) 障害福祉サービス利用の有無



6割弱の人が障害福祉サービスを利用しています。

(8) 計画相談利用の有無

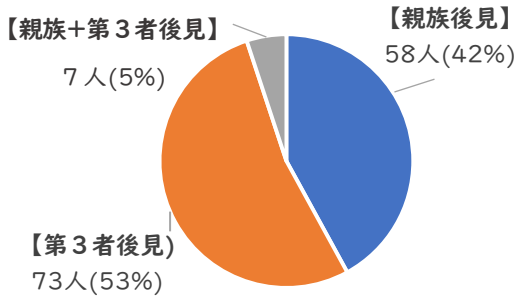


4割強の人が計画相談支援を利用しています。

(9) 成年後見制度の利用

利用者は、18区合計で **138人** です（令和3年12月末から **8人** 増）。

【後見人の内訳】



成年後見制度を利用している人のうち、**5割弱**が第3者後見、**4割強**が親族後見、**0.5割**が親族後見と第3者後見を併用しています。

【年代×成年後見類型】

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
10代	-	1人	-	-
20代	5人	2人	-	1人
30代	12人	2人	1人	-
40代	24人	14人	2人	-
50代	29人	21人	2人	4人
60代	10人	5人	1人	-
70代	2人	-	-	-
80代以上	-	-	-	-
合計	82人	45人	6人	5人

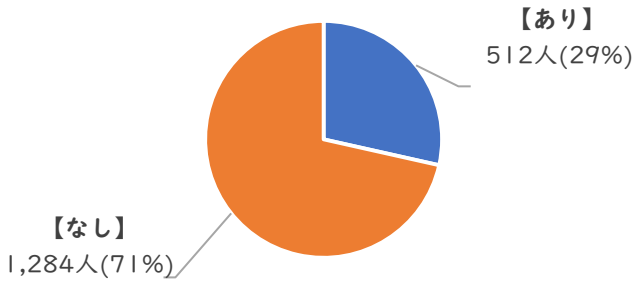
【障害種別×成年後見類型】

	後見人	保佐人	補助人	任意後見人
【知的】A1	22人	-	-	-
【知的】A2	29人	4人	-	1人
【知的】B1	17人	18人	1人	1人
【知的】B2	2人	10人	3人	2人
【精神】1級	-	3人	-	-
【精神】2級	1人	5人	2人	-
【精神】3級	1人	1人	-	-
身体障害	2人	1人	-	-
重症心身障害	8人	1人	-	-
発達障害	-	1人	-	-
高次脳機能障害	-	1人	-	-
その他	-	-	-	1人
合計	82人	45人	6人	5人

【用語について】

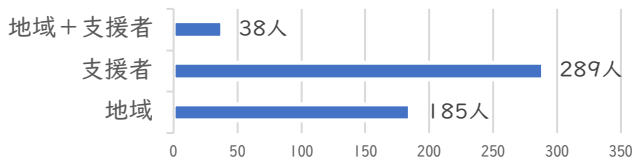
- 後見 : 判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- 保佐 : 判断能力が著しく不十分な人
- 補助 : 判断能力が不十分な人
- 任意後見制度 : あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、一人で決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを、契約で決めておく制度
- 親族後見 : 親族が成年後見人・保佐人・補助人に選任されること
- 第3者後見 : 親族以外の第3者が成年後見人・保佐人・補助人に選任されること

(10) キーパーの有無



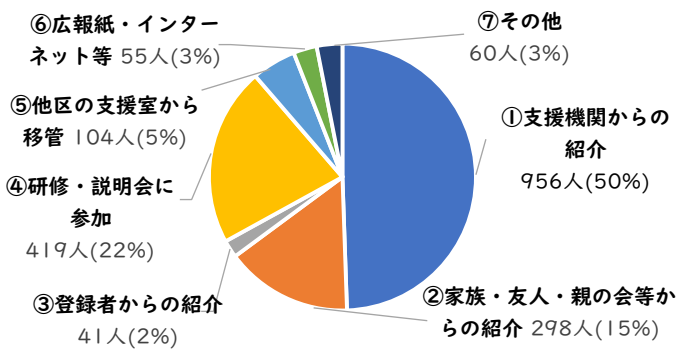
利用登録者のうち **3割弱**が、キーパー「あり」です。

【キーパーの種類】



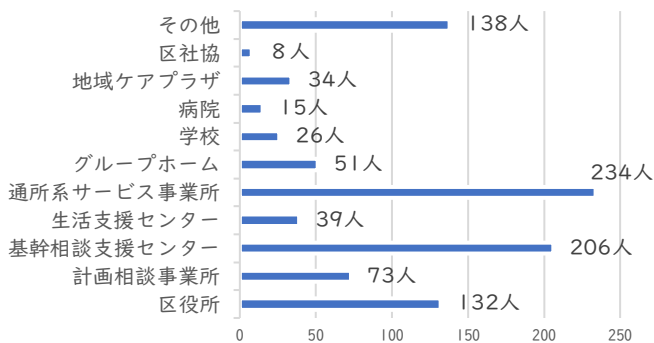
キーパー「あり」の人にマッチングされているキーパーのうち、**57%**が支援者、**36%**が地域の人、**8%**が支援者と地域の人両方です。

(11) 登録したきっかけ



約5割の人が、支援機関から本制度を紹介され登録に至っています。次いで、研修・説明会に参加して登録に至った人が **2割強**となっています。

【①の場合、支援機関名】



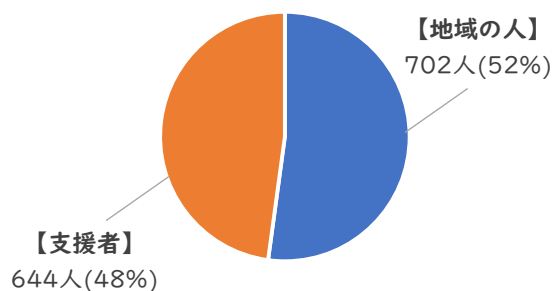
上記項目で①を選択した人のうち、**約24%**が、通所系サービス事業所から本制度を紹介されています。次いで、基幹相談支援センターから紹介された人が **約22%**となっています。

2 あんしんキーパーについて

(1) 登録者数

18区合計で **1,346人** です（令和3年12月末から **26人** 増）。

(2) キーパー登録者の内訳

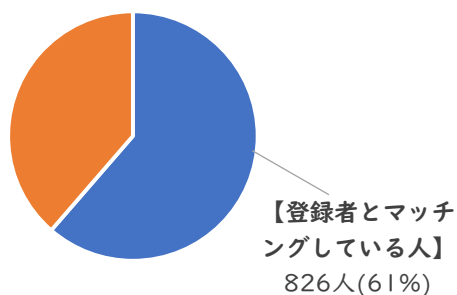


キーパー登録者のうち、支援者と地域の人のおよそ半々ですが、**地域の人の方がやや多くなっています**。
また、令和3年12月末と比較し、地域の方は**やや増加**し、支援者は**やや減少**しています。

【参考】 令和3年12月末
地域の人：678人、支援者：642人

(3) 利用登録者とのマッチングの状況

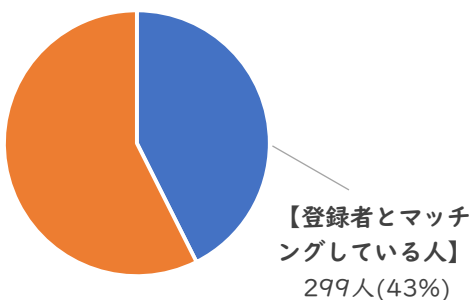
【あんしんキーパー全体】



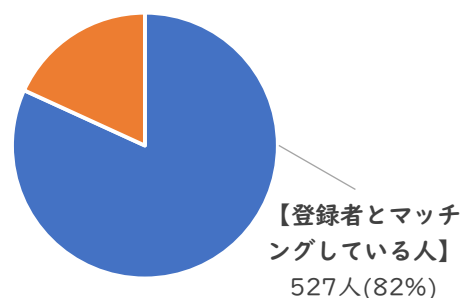
キーパー登録者全体のうち**約6割**が、利用登録者とマッチングされています。

キーパー登録者が地域の人の場合、**4割強**が利用登録者とマッチングされています。
一方、キーパー登録者が支援者の場合、**8割強**が利用登録者とマッチングされています。

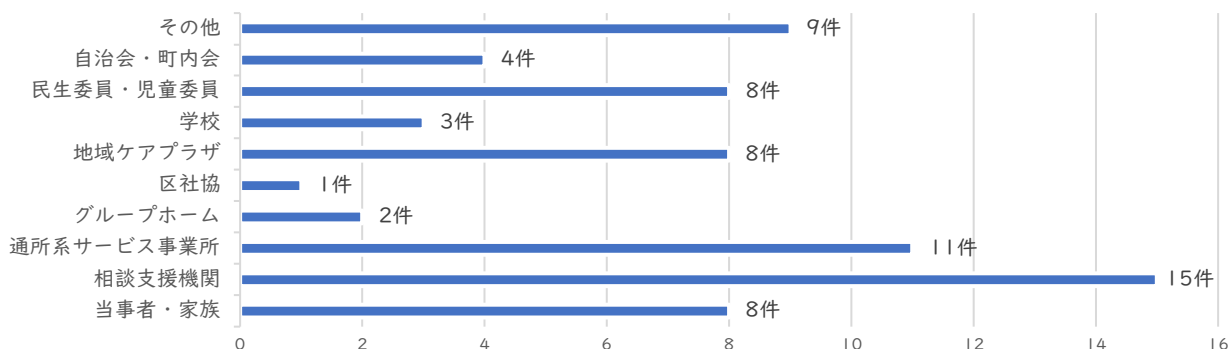
【地域の人】



【支援者】



3 制度の広報・周知先について（令和4年4～6月） ※ 18区合計



各区障害者後見の支援室の現場訪問に係る報告について

令和4年度上半期の、各区障害者後見の支援室の現場訪問の実施結果について報告します。併せて、報告内容に基づく検討を行います。

1 訪問先及び日時

(1) 南区（さぽーと・なみ）

実施日： 令和4年7月28日（木）9:30～12:00

(2) 戸塚区（後見の支援センター とつかエコー）

実施日： 令和4年8月3日（水）13:00～15:30

(3) 旭区（旭区障害者後見の支援室 絆）

実施日： 令和4年8月8日（月）9:30～12:00

2 チェックシート集計結果

別紙1～3を参照。

3 検討のポイント

(1) 感想・意見等（各委員より）

- 各区後見の支援室の取組に関すること
- 今年度からの、現場訪問の実施方法に関すること

(2) あんしんキーパーの開拓と地域づくりについて

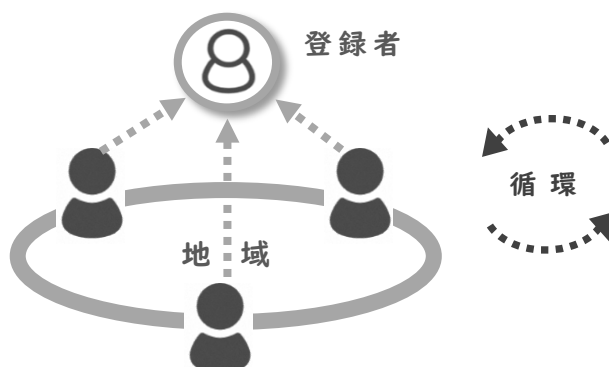
- 現場訪問の取組状況、及び各区の取組状況等（次ページ参照）を踏まえ、
【良いと感じた点】【課題と感じた点】【課題への対応方法】についてご意見を伺いたい。

【参考】 あんしんキーパーの開拓と地域づくりについて

- 基本的な視点（業務運営指針 11 ページ）

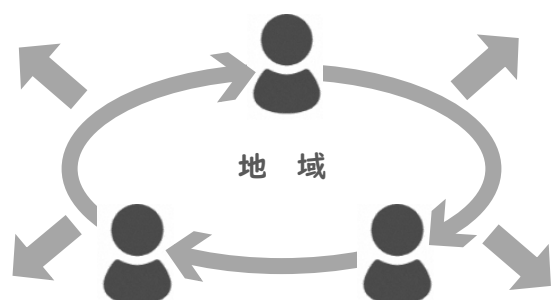
【図1】

登録者一人ひとりへの見守り体制の構築



【図2】

障害のある人を見守る、
地域のネットワークの拡充・強化



● 各区の取組状況等（例）

① 「キーパーの集う会」の実施

- ・ キーパーだけではなく、登録者や家族にも参加してもらうことで、顔の見える関係を構築し、相互理解を促進する。

② 広報誌の発行

- ・ 集う会の開催報告を記事にする等、支援室の取組と連動性を持たせて地域への広報を行う。
- ・ 広報誌の配布をきっかけに、キーパーと連絡を取り、顔の見える関係性を維持する。
- ・ 広報誌を手渡しする中で、地域から声をかけてもらい、地域の回覧板に入れてもらった。

③ 民生委員、町内会等へのアプローチ

- ・ 区社協の協力を得て、民生委員や自治会の人等にキーパーになってもらうよう働きかけている。
- ・ 地域ケアプラザと連携した、民生委員・児童委員向け制度説明会の実施。
- ・ 民生委員に制度説明し、キーパー登録もしてもらう。
- ・ チラシや広報誌等の、町内会掲示板への掲示。
- ・ モデル地域（以前から関係の深い地区）を設定し、町会にキーパーバンクへの登録を呼びかける。
- ・ 事業所所在地の地区社協の会合に毎月参加して、チラシを配付している。
- ・ 民生委員、自治会、社協、地域ケアプラザ等が参加する「防災座談会」にて、登録者やキーパーから話をしてもらった。
- ・ 基幹相談支援センター等が同行すると受け入れやすいため、コラボした取組を推進している。
- ・ 団地内のサロンで、基幹や生活支援センターと一緒に、普及啓発の出前講座を行った。
- ・ 地域ケアプラザでの「あんしんキーパー養成講座」の開催。
- ・ 登録者が定期的買い物に行っている商店街に、キーパーの依頼、地域の見守りの依頼をする。
- ・ 地区センターのイベント等に出向いて、地域との関係性を作っている。

④ 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会との連携

- ・ 地域生活支援拠点の取組として、区社協・基幹相談支援センター・区役所・地域ケアプラザ（モデル地区）とともに「地域づくり会議」を開催している。

⑤ その他

- ・ 地域の人に「あんしんキーパー」として依頼すると、ハードルが高いと受け止められる場合があるため、まずは「見守り応援隊」として登録してもらっている（キーパーの一步手前のイメージ）。その後、イメージが湧いたからキーパーになっても良いという人もいる。
- ・ 自立支援協議会への事務局、部会等に参画している。
- ・ 地域福祉計画の策定会議に参加している。
- ・ 「何か役に立てれば」とキーパー登録してくれたが、なかなかその先に進めないのが課題。
- ・ マッチングした後、どのように本人に関わればよいか分からないという声がある。
- ・ 地域の人が、自分の住んでいる地域に障害者はいないと考えている場合がある。
- ・ キーパーを持つことのイメージが湧かない、メリットが分からないという声もある。
- ・ 障害を地域に知られたくないと考えている人もいる（特に精神に多い）。地域づくりは、障害をクローズにしなくて良くすることも目的であり、そのために集う会を有効活用していく。

【別紙Ⅰ】後見の支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計（A区）

取組事項に関すること

（1）身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員①
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	◎
②定期的な訪問や面談を実施する。	○
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける（マッチングする）。	○

- モデル地区を設定し地域住民や地域の団体と交流を持つ企画を推進中。地域福祉を意識し地域との繋がりを考えられている（委員①）。

（2）登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員①
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	○
②個別の「後見の支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。	◎
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携を図る。	○

- 拝見させていただいた会議の中では、対象者の情報や記録の仕方など細かいところまで議論、見直しが行われていた（委員①）。

（3）成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員①
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	○
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるとともに、その普及啓発を行う。	○
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	◎

- 「成年後見サポートネット」にはマネージャー、担当職員、サポーター皆が参画している（委員①）。

（4）あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員①
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通じたあんしんサポーター等の育成を行う。	◎

- 権利擁護研修だけでなく、様々な研修にサポーターも自主的に参加しているとの話があった（委員①）。

（5）制度の周知

具体的な取組	委員①
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	○
②関係機関（障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等）に向けた制度周知を行う。	○
③後見の支援室の「広報誌（またはそれに類するもの）」を作成し（年1回以上）、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	◎

- 広報誌においては年3回発行している（委員①）。

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員①
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	◎
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	○
③あんしんキーパー等の集う会（またはそれに類するもの）を開催する（年1回以上）。	◎

- 支援者キーパーが多数を占めるが、今後（1）にあるように、地域交流を進める方針があり今後に期待したい（委員①）。

2 事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員①
①後見的支援室内における情報共有と連携	○
②関係機関との連携	○

- 基幹相談の一部や自アシなどと同じ事務所であり情報共有や連携がとりやすい環境であり、後見的支援が孤立、単独となりにくいのは良い点と思われる（委員①）。

3 その他（全体を通した感想、意見等）

- 支援者キーパーやバンク、マッチングについては議論されていると思うが、どうあるべきかについてある程度ガイドライン的に定められると、より後見的支援室としての方向性ややるべきことが明確になるのではないかと思う（委員①）。

【別紙2】後見の支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計（B区）

取組事項に関すること

（1）身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員②	委員③	委員④
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	-	○	◎
②定期的な訪問や面談を実施する。	○	○	○
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける（マッチングする）。	-	○	△

- 支援者目線だけではなく、**本人目線・意向**を丁寧にくみ取れるような面談を意識するとより良いと思った（委員②）。
- 見守り体制の構築をするにあたり、**キーパーさんの育成**に取り組んでいる。利用者個々で状況が違うため、対応が大変ですが、今後とも推進してください（委員③）。
- **キーパーの仕事が分かりにくい**のと、**コロナ禍**により具体的な活動に結びつかない理由があると思います（委員④）。

（2）登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員②	委員③	委員④
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	○	○	○
②個別の「後見の支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。	-	○	○
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携を図る。	○	○	○

- キーパーソンである**家族の意向**に寄り添うことで、本人支援にもつなげる実践ができていた。**他機関との連携**にもフットワーク軽く対応していたと感じた（委員②）。
- 利用者の**家族**まで踏み込んで支援を行っている。その中で『本人の意向』が充分聞き取れているかわからなかった。（今回の事例だけで判断できないが・・・）（委員③）
- 登録者に対して丁寧に対応していて良いと思いました（委員④）。

（3）成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員②	委員③	委員④
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	○	○	○
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるとともに、その普及啓発を行う。	-	○	○
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	○	○	◎

- サポートネットに参加している**地域の関係機関**につなげるなど、成年後見に関する具体的な動きがあるのは良いと思う（委員②）。
- 成年後見制度・サポートネット等と連携している。このまま継続してください（委員③）。
- 成年後見制度が必要な方へは、**区社協、サポートネットに紹介**し、支援機関と連携を図っている（委員④）。

（4）あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員②	委員③	委員④
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通したあんしんサポーター等の育成を行う。	-	◎	○

- 日々OJTの中で人材育成を行っている。このまま継続してください（委員③）。
- この制度はサポーターの育成がとても大切です。長く続けること、研修を行うこと（委員④）。

（５）制度の周知

具体的な取組	委員②	委員③	委員④
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	-	○	○
②関係機関（障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等）に向けた制度周知を行う。	-	○	○
③後見的支援室の「広報誌（またはそれに類するもの）」を作成し（年1回以上）、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	-	◎	○

- コロナ禍の中、on lineでの周知を行っている。設立時からの周知活動を継続してください。また、広報誌の発行も計画通り（若干遅れたが）に行っている（委員③）。
- この制度を知らない人が多くおります。周知活動が必要と思います（委員④）。

（６）あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員②	委員③	委員④
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	-	○	○
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	-	○	○
③あんしんキーパー等の集う会（またはそれに類するもの）を開催する（年1回以上）。	-	◎	○

- キーパーさんが少ないように感じた。キーパーさんの開拓をもっと進めて欲しい（委員③）。
- キーパーのつどい、登録者のつどいを開催することが必要です（委員④）。

2 事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員②	委員③	委員④
①後見的支援室内における情報共有と連携	-	○	◎
②関係機関との連携	-	◎	○

- 支援室内での情報共有はできていると感じた。また、他制度への連携も出来ていると感じた（委員③）。
- 支援室内は共有されていると思いました（委員④）。

3 その他（全体を通じた感想、意見等）

- 事例検討会の雰囲気は和気あいあい、良かった。担当職員からの助言だけではなく、双方向の意見交換を意識的に行うとより良いと思う（委員②）。
- 自己採点シートの中で《今年度の具体的な取組》を数値化したほうがいいのでは・・・（委員③）。
- 登録者が多いのにサポーターの数が少ないと思います。新しいサポーターの育成が必要だと思います（委員④）。

【別紙3】後見の支援室の取組状況に係る「チェックシート」集計（C区）

取組事項に関すること

（1）身近な地域での、登録者の見守り体制の構築

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①制度に関する相談を受け付ける。相談の内容に応じ、適切な支援機関等に結びつける。	○	◎
②定期的な訪問や面談を実施する。	○	◎
③登録者の希望等に応じ、登録者とあんしんキーパーを結びつける（マッチングする）。	△	△

- キーパーを登録者につなげた事例は少なく、現在、改めて支援室との関係づくりを行っていると同いました。登録者とキーパーのつながり、関わりをもてるような機会があるとよいと感じました（委員⑤）。
- コロナ禍において顔を合わせて話をすることそのものが難しくなったものの、それを契機にオンラインでの相談方法なども導入し、登録者それぞれが利用しやすい相談方法を実施している点が評価できる。
キーパー登録では、本人からつながったキーパーが少ないことや、マッチングの割合も低いことは課題としては存在する。今後、キーパーの集う会などに本人にも参加してもらおうなど工夫し、自然と顔が見える関係を作っていくことが期待される（委員⑥）。

（2）登録者の意思に基づく生活の実現に向けた支援

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①登録者やその家族の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考える。	◎	◎
②個別の「後見の支援計画」を作成する。必要に応じ、あるいは一定期間ごとに計画内容の見直しを行う。	○	○
③具体的に解決すべき課題や緊急事態等が生じた場合には、適切な支援機関と連携を図る。	◎	○

- モニタリング会議では、登録者の想いや希望とともに、両親や兄弟の状況も詳細に把握され、丁寧に情報提供や関係機関へのつなぎを検討する様子が確認できました。マネージャーやサポーターの対応から本制度の特長である本人に寄り添った対応がされていると感じました。
また、支援室だけの支援とならないよう、一人暮らしの登録者などについては親族や関係機関と連絡をとるようにしており、関係機関との連携を図る努力をされていると感じました（委員⑤）。
- 定期的な面談を継続することによって、本人および家族との信頼関係を深めていることがうかがわれる。
言葉だけでなく、表情や行動からも本人の様子を深く理解しようと努めている。現在ほかの支援機関とつながりが無い方の場合には、以前利用していた機関との情報共有をしながら、アプローチの方法を探っている。また、本人の希望に合わせて、一人暮らしに近いグループホームの見学を計画するなど、今後の生活を見通すうえで選択肢を十分に提供しようとしている（委員⑥）。

（3）成年後見制度の推進や、権利擁護に関する普及啓発

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①成年後見制度について周知し、必要に応じ、申立て支援を行う機関等と連携を図る。	○	○
②成年後見制度や権利擁護についての相談に応じるとともに、その普及啓発を行う。	○	○
③各区の「成年後見サポートネット」に参画する。	○	◎

- モニタリングの中でも、登録者の状況に応じて成年後見制度の必要性について検討が適切にされていると感じました。
サポートネット全体会に参加しています。地域のネットワークを活用しながら、制度の利用促進を図っていただきたいと感じます（委員⑤）。

- 家族に対しては成年後見制度の勉強会への参加の機会を提供している。本人に対しては、家族と暮らしている人に対しては、金銭管理の方法と一緒に考え、自分自身で管理できるようになっていくための支援があっても良いのではないかと（委員⑥）。

(4) あんしんサポーターの雇用及び人材育成等

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①あんしんサポーターに対し、定期的に必要な研修を行う。また、実務を通じたあんしんサポーター等の育成を行う。	◎	◎

- 記録をスタッフ間で確認する取組を進めています。記録は意思決定支援を行う上で非常に重要なものですので引き続き質の向上に努めていただきたいと思います（委員⑤）。
- 法人内での研修、および外部での研修を実施している。記録に関しても、内容が伝わるものになっているかどうかを相互に確認している（委員⑥）。

(5) 制度の周知

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①当事者や家族に向けた制度周知を行う。	○	◎
②関係機関（障害福祉サービス等事業所、学校、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会等）に向けた制度周知を行う。	◎	○
③後見的支援室の「広報誌（またはそれに類するもの）」を作成し（年1回以上）、登録者・あんしんキーパー・関係機関等へ配布する。	◎	○

- 広報は年3回発行し、区内の事業所など関係機関へ配布するなど、継続的に周知活動を行っている様子が伺えました。
地域ケアプラザと連携して民生委員向けの説明会を2か所で開催しています。民生委員への周知とともに、地域ケアプラザとの連携強化につながる良い取組だと思います（委員⑤）。
- 広報誌を年3回発行予定としており、力を入れていることがわかる。自立支援協議会のみでなく、学校などにも配布し、ニーズのある人を把握する方法を工夫することが求められる（委員⑥）。

(6) あんしんキーパーの開拓及び活動定着

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①あんしんキーパーとなる人材の開拓・確保を積極的に行う。	◎	○
②あんしんキーパーに対し、自らの役割や障害への理解を深めるとともに、活動意欲を高める取組を実施する。	◎	○
③あんしんキーパー等の集う会（またはそれに類するもの）を開催する（年1回以上）。	◎	○

- 6月のキーパー集う会の様子を伺いました。コロナ禍で3年ぶりとのことですが、登録者も参加され相互理解にもつながっているように感じました。
 キーパーへ広報紙を持参することも始めています。直接顔を合わせる機会を設けることで活動意欲を持ち続ける工夫をされていると感じました。
 コロナ禍ではありますが、つながりを持ち続けることができるよう取組みを継続いただけるよう期待します（委員⑤）。
- キーパーとして登録したものの、何をしたらよいかわからない方も多いのではないかと推測される。キーパーがより主体的にかかわることができる具体的な活動内容を提案してもよいのではないかと。それによって、現在の登録キーパーからスノーボール式にキーパー登録者が増えていくのが望ましい（委員⑥）。

2 事業推進体制に関すること

具体的な取組	委員⑤	委員⑥
①後見的支援室内における情報共有と連携	◎	◎
②関係機関との連携	○	◎

- モニタリングの場面では、定期的な面談を行うサポーターのほか、マネージャーも登録者について詳細に把握されている様子が伺え、本人情報のほか、課題、今後の方針等についても共有がしっかりなされていると感じました（委員⑤）。
- 相談支援機関、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会との連携は行われているが、それぞれに役割が明確化されていないことから、葛藤を抱えている様子もうかがわれる（委員⑥）。

3 その他（全体を通した感想、意見等）

- 地域ケアプラザとの連携に難しさがあることがわかった。各ケアプラザはそれぞれに力を入れている分野が異なり、障害分野に関しては必ずしも力点を置いていない、あるいは明るくないところもある。成年後見にかかわる具体的な相談があったときに、ケアプラザ側にうまく引き継がれなかったというケースも存在した。ケアプラザ側からも、支援室が具体的に「何をしてくれるの？」という疑問が寄せられるという。支援室とケアプラザ、加えて基幹相談支援センターも含めて、多機関・多職種連携を進める際の「支援の核」となるのはどこかを明確化する必要がある。

制度周知においても、支援の核となるのは誰なのか、という不明瞭さが制度周知にマイナスの影響をもたらしているように思われる。ケアプラザからは、制度説明をしても一度だけだと何をしてくれるのかわからない、という声が挙がっている。あんしんキーパーからも、「つどい」の場において、「何もしてなくてごめんなさいね」という気遣いが寄せられたという。制度発足当時に登録をしてくれた住民の方に対して、より具体的な活動の提案をしていく必要がある。協力的なキーパーの方に対して、お願いできる活動として、広報誌の作成や配布に携わってもらう、などの工夫があってもよいのではないかと思われる。

本人と家族の希望や状況の把握が非常に丁寧に行われていることが印象的であった。また、緊急時などに丁寧な支援が求められるハイリスクな状態にある世帯、登録者に注目している点も評価できる取り組みである。どのような世帯にどのようなリスクがあるのか、他の支援室ともノウハウを共有していくことが期待される（委員⑥）。